

### マイナポイント予約窓口

マイナポイント予約(マイキーID設定)窓口を次のとおり開設しています。マイナポイント予約がお済みでない方は、ぜひご利用ください。

**開設期間** 3月31日(火)まで

**時間** 午前9時～午後4時

**場所** 役場2階 特設会場(火・木)/商工会館(月～金)

※祝日は除く。

**持ち物** マイナンバーカード(手続きには、マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号も必要ですので事前にご確認ください)

☎企画課 388-1113

### プレミアム付商品券は期限内にご使用を



「笠松町プレミアム付商品券」には使用期限があり、期限を過ぎると商品券は使用できなくなります。また、未使用の商品券は換金できませんので、必ず期限までに商品券取扱店舗で使用してください。

**使用期限** 3月8日(日)

☎企画課

☎388-1113

商品券取扱店舗など  
詳細はこちらから▶



### 使用済み食用油の回収

ご家庭で使用済みの食用油の回収をボランティア団体のご協力で行いますので、ご利用ください。

**日にち** 3月16日(月)

**時間** 午前9時30分～11時30分

**場所** 役場、笠松中央公民館、松枝公民館、下羽栗会館

※新聞紙、雑誌、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶、古着(布)も同時に回収します。

☎環境経済課 388-1114

### 石綿による疾病の補償・救済

労働者として石綿ばく露作業に従事したことが原因で中皮腫や肺がんなどを発症、またはこれらの疾病に起因して亡くなられたと認められた場合、労災保険法や石綿救済法により各種の保険給付が受けられます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

まずは、お気軽に岐阜労働局または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

なお、制度のご案内は厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。

☎岐阜労働局労働基準部  
労災補償課 245-8105

### 受動喫煙防止のためのルールが変わります

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法が改正され、4月1日から、事務所・店舗・工場などの屋内は、法の基準を満たした喫煙専用室などを除き、屋内禁煙が義務化されます。なお、小規模な飲食店には経過措置が設けられています。

受動喫煙防止のため、事業主をはじめ皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎厚生労働省受動喫煙対策に係るコールセンター

☎03-5539-0303

岐阜保健所健康増進課

☎380-3004



### 第3日曜日は家庭の日

3月15日(日)は、家庭の日です。心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

【今月のテーマ】

家族みんなで、  
家のまわりをきれいにして  
住みよい環境をつくりましょう。

### わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

## 中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191  
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711  
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

### ごみ・粗大ごみの回収

## (株)高島衛生

\*笠松町許可業者  
岐阜南町平成6-110

☎058-248-0089

http://www.t-eisei.co.jp

